

ID: 3002

担当部署: 環境課

処分の概要	勧告従事命令(第30条第1項、第31条及び第32条の規定に違反している者に係るものに限る。)		
例規名 根拠条項	栃木県生活環境の保全等に関する条例 第35条第2項		
例規番号	平成16年栃木県条例第40号		
<p>【基準】</p> <p>第35条の規定による。 (勧告等)</p> <p>第35条 知事は、第30条から第32条までの規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日